

商品名	
保証会社	○個人ローン ○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	○申込時の年齢が満20歳以上の方 ○安定継続した収入のある方 ○当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
お使いみち	○健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの ①申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人が①を用途として当庫から借り入れた証書貸付型消費者ローン（借換え直前3ヶ月の約定返済で3営業日以上履行延滞が1度もないものに限る）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※基金保証付フリーローンを除く ③申込人が当金庫から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金（当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限る） ※他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金は対象外
ご融資金額	○500万円以内（1万円単位）
ご融資利率	○固定金利 利率 年7.00%（最優遇金利 年6.50%） ※パートナー協定等優遇金利 年0.50%以内の適用可
必要書類	○本人確認書類 ・運転免許証【運転免許証を徴求できない場合】個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏）のいずれか ○資金用途確認書類 ・見積書、注文書、請求書等（申込金額100万円以下に限り、パンフレット、信用金庫による聴取メモでも可） ・資金用途②の場合、融資残高および直近3ヶ月の返済履歴確認書類 ・資金用途③の場合、融資残高確認書類 ・支払済資金の場合、領収書、通帳等 ○年収確認書類 *申込金額が100万円以下の場合、不要 ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか（支払調書は不可。また、前勤務先からの収入は年収となりません） ・勤続2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可（定期代等の一時的な所得を控除した支給額×12を年収とする） ・産前産後休業中または育児休業中の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書のいずれか
保証料	○（毎月払い方式）※ご融資利率に含まれます。
遅延損害金	○年14.60%

商品名	○個人ローン
ご利用期間	○3ヵ月以上10年以内
ご融資方法	○証書貸付
ご返済方法	○毎月元利均等または元金均等割賦返済(元金返済据置期間は6ヶ月以内) ※6か月ごとの増額返済も可能ですが、融資金額の50%以内かつ1万円単位となります。
お支払方法	可能な限り振込
担保・保証人	○原則不要です。
手数料	○繰上返済時には、金庫所定の手数料がかかります。
その他	○詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
苦情処理処置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話：0855-22-1851)にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。

日本海信用金庫